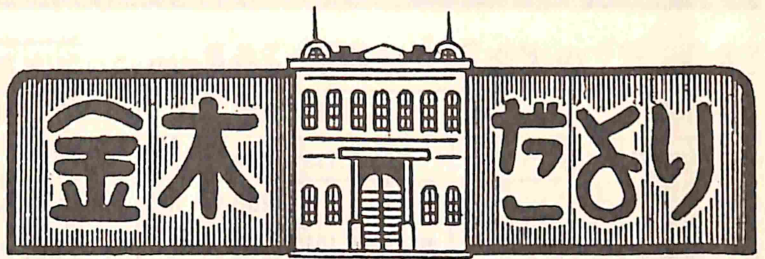


町の人口と世帯数

人口	男	7,340
	女	7,466
	計	14,806
世帯数		3,598

(S49.10.1現在)



発行 青森県金木町役場 編集 企画室

みのりの秋

すっかり晴れ上った
秋空のもと

刈り取りは

今たけなわ

お兄さんは

コンバイン

お嫁さんは

わら片付け



お父さんは靱を
運んで

乾燥場へと

黄金の波も

つぎつぎに刈り取られ

豊かな家庭と

暖かい冬を迎える

最後の支度に

勤しんでいる

季節のしおり

ふと訪れた小春日和の一日を、縁の下の整理や雨どいのお掃除など、間もなくやってくる十二月のために早めにすませておきましょう。木がらしの吹く中で家の外まわりの整理や掃除はつらいものです。暑いころ、おいしくいたいたビールやジュースの空びんは酒屋さんに引取ってもらうか、燃えないゴミか危険物に分けてゴミ集めのときに、まとめて出しておきましょう。中旬を過ぎるとそろそろ火の気がこいしくなります。暖房機は出したら一度だけ点検しておきましょう。電気ごたつのはしつしておいたら、ポンプのアイオン状のひだのところが痛んでいて、そのときの用に立たないことも考えられます。ふすまやしよじの張りかえは、もうお済みですか。それにたみのおつりも、もし張りかえるおつもりでしたら、ぜひ今月中にすませておきたいものです。十二月になるとどうしても需要がたてこ

〔昭和49年度〕

第六十九回町議会定例会

農免道路整備を中心に

三千九百三十の補正 三万五千元

九月町議会定例会は、去る九月二十一日に招集され、二十一日・二十三日の二日間議案熟考のため休会し、二十四日は一般質問、二十五日には昭和四十八年度一般会計歳入歳出決算および国民健康保険特別会計歳入歳出決算が決算特別委員会で審議され、二十六日の議案審議で閉会されました。

歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	既定額	補正額	計
6. 分担金及負担金		8,733	184	8,917
	1. 分担金	0	184	184
8. 国庫支出金		193,153	5,281	198,434
	2. 国庫補助金	80,516	4,961	85,477
	3. 国庫委託金	4,780	320	5,100
9. 県支出金		40,055	13,579	53,634
	2. 県補助金	23,582	2,553	26,135
	3. 県委託金	3,469	11,026	14,495
12. 繰入金		0	8,786	8,786
	1. 繰入金	0	8,786	8,786
13. 繰越金		0	11,505	11,505
	1. 繰越金	0	11,505	11,505
補正されなかった款項に係る額		980,547	0	980,547
歳入合計		1,222,488	39,335	1,261,823

- この定例会に提出された議案は次のとおりです。
- ▽昭和四十九年度金木町一般会計補正予算の件
- ▽昭和四十九年度金木町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算の件
- ▽昭和四十九年度金木町水道事業特別会計補正予算の件
- ▽昭和四十八年度金木町一般会計歳入歳出決算認定の件
- ▽昭和四十八年度金木町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定の件
- ▽昭和四十八年度金木町水道事業特別会計決算認定の件
- ▽継続費精算報告書提出の件(昭和四十六年度を初年度とした三ヶ年の継続事業である町立嘉瀬小学校改築事業が昭和四十八年度で終了したので地方自治法施行令第四百五十五条第二項の規定により精算の報告をするもの)
- ▽金木町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例制定の件(自然災害による死亡者の遺族に対する弔慰金の支給並びに自然災害により住居、家財等に損害を受けた世帯に災害援護資金を貸付けする条例の制定)
- ▽金木町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件(当町の水道事業については管理者を置かないことを規定しているので、管理者の権限執行者を町長であることを規定するための条例の改正)
- ▽金木町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の件

- (管理者を町長に改めるもの)
- ▽金木町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件(水道料金のメーター点検の定例日を冬期間や、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日でも点検を行うことができるようにするための条例改正)
- ▽青森県自治会館管理組合規約の一部を変更する規約の件(組合規約の条文整備に伴う改正の必要ができ、その内容としては、組合加入市町村の長の中から管理者及び副管理者を選任し、併せて事務局の職務体制を

昭和49年度

一般会計補正予算(第3号)

議会費

議会費は普通旅費の十万円、県議長会負担金二万八千五百円で

総務費

総務費では、一般管理費の需用費百二十万円、備品購入費二十万円、企画費の郷土史編纂等の報費二十二万円、郷土史筆耕料二十五万円、小田川土地改良事業負担金二十万円、自然休養村整備事業促進のための費用弁償三十万円等が主なるものである。

民生費

民生費では、街灯修理費十五万円、災害弔慰金五十万円、災害援護貸付金百万円、身体障害者扶助費五十万円、老人福祉のための、ねたきり老人用特殊寝台等四十八

整備するためのもので、地方自治法第二百八十六条第一項の規定により提出したもの)

土地改良事業(農業施設災害復旧事業)施行に関する件

(今年三、四月の融雪時期に沢部堰の朝日山内排水路が決壊したため、これを県の補助事業として災害復旧事業を施行したため、土地改良法第九十六条の二第二項の規定により提出したものの)

▽金木町助役選任について同意を求める件(否決)

衛生費

衛生費は、法定伝染病扶助費十五万円、需用費十万円と塵芥用ダンプカー購入費百六十五万円等です。

労働費

失業対策事業訓練受講材料十万円が主。

農林水産業費

農業委員会の委員旅費と普通旅費で十四万円、農業振興費のりんご三病防除薬剤費助成百十九万七千円、国土調査費五十七万三千円、農免道路整備促進のための費用弁

(歳出)

款	項	既定額	補正額	計
1. 議会費		30,495	129	30,624
	1. 議会費	30,495	129	30,624
2. 総務費		169,492	3,369	172,861
	1. 総務管理費	111,390	2,800	114,190
	2. 徴税費	29,535	155	29,690
	3. 戸籍住民登録費	17,786	170	17,956
	4. 選挙費	5,430	35	5,465
	5. 統計調査費	2,963	209	3,172
3. 民生費		157,864	4,192	162,056
	1. 社会福祉費	61,268	3,742	65,010
	2. 児童福祉費	89,659	450	90,109
4. 衛生費		36,490	1,800	38,290
	1. 保健衛生費	13,351	275	13,626
	2. 清掃費	23,139	1,525	24,664
5. 労働費		1,703	140	1,843
	1. 労働費	1,703	140	1,843
6. 農林水産業費		82,167	15,453	97,620
	1. 農業費	79,143	15,403	94,546
	2. 林業費	3,024	50	3,074
7. 商工費		28,647	326	28,973
	1. 商工費	28,647	326	28,973
8. 土木費		158,051	6,383	164,434
	1. 土木総務費	34,397	5,002	39,399
	3. 河川費	1,863	271	2,134
	4. 住宅費	56,131	1,110	57,241
9. 消防費		60,488	3,531	64,019
	1. 消防費	60,488	3,531	64,019
10. 教育費		401,760	2,907	404,667
	1. 教育総務費	19,298	90	19,388
	2. 小学校費	178,883	1,555	180,438
	3. 中学校費	12,356	862	13,218
	4. 社会教育費	187,493	120	187,613
	5. 保健体育費	3,730	280	4,010
11. 災害復旧費		0	1,105	1,105
	1. 農林水産施設災害復旧費	0	1,105	1,105
補正されなかった款項に係わる額		95,331	0	95,331
歳出合計		1,222,488	39,335	1,261,823

償二十五万円、農免道路用地購入費七百九十九万九千円、同事業の設置負担金百八十二万四千円、同じく立木、建造物補償費二百五十七万九千円等が主です。

商工費
商工費の三十二万六千円は、需用費の十九万円のほか、公園看視人賃金、同整備人夫賃、旅費の五万円となっています。

土木費
土木費は、旅費十万円、車輛修繕費二十六万円、除雪ダンプカー購入費四百三十万円、除雪ブルドーザー(中古車)購入費十九万二千円、河川費の岩木川堤防管理委託料十一万七千円、住宅費では、修繕費三十六万円、住宅用地造成

費七十五万円等です。

消防費
消防費では、津軽北部消防事務組合負担金百九十五万円、出動手当十四万四千円、需用費三十五万円、備品購入費として十三万五千円、ポンプ置場増設工事請負費四十万円と、去る九月九日の豪雨による金木川、小田川氾濫の際要した水防費四十三万五千円です。

教育費
教育費では、小学校関係の賃金二十八万四千円、消耗品等需用費が十五万四千円、原材料費二十一万五千円、備品購入費六十五万円、学校給食費二十万円となっており、中学校関係では、需用費三十五万円、備品購入費四十一万二千円です。

社会教育費の公民館費は、備品購入費として既決予算五百万円のところ、資料室関係百三十万円、調理室及び視聴覚関係の配管、配水等百十万円は、工事費に属するため、総額二百四十万円を備品購入費より工事請負費に予算組替えするものです。ほか、校庭開放事業費の講師謝礼三十六万七千円等です。

保健体育費としては、牛乳給食費補助十三万円、全国青年大会出場補助金十五万円です。

災害復旧費
災害復旧費は、沢部堰の朝日山排水路工事請負費として八十五万三千円、駒留排水ポンプ施設補助金二十二万三千円が主なるものです。

任期満了の

各種委員を任命

(10月1日付)

総合計画審議会、褒賞審議会

民生委員推薦会、地籍調査促進委員会など

去る九月三十日をもって任期満了となった審議会、審査会、委員会などの委員がそれぞれ次のおり任命および委嘱されました。

○金木町総合計画審議会委員

一、町議会の議員

木村金利(議長)、白川兼五郎

二、町教育委員会の委員

中村勉

三、町農業委員会の委員

其田豊一(会長)

四、国又は県の地方行政機関の職員

三坂哲雄(金木町営林署長)

米塚勝春(金木地区農業改良普及所総括主任)

五、町の職員

白川常一(総務課長)

六、町の公共的団体の役員もしくは職員

高橋元弥(町商工会長)、相馬京子(町連合婦人会長) 吉田斉(町連合青年団長) 花田一(町社会福祉協議会長)、原田実(小田川土地改良区理事長)

七、学識経験者

荒閑通義、阿部正民、齋藤好六角田久光、松尾好二

○金木町褒賞審査会委員

一、町議会議員

野宮雄造、田中勇吉、古川竹夫

高橋元弥

二、学識経験者

大橋得司、北川亥之助、石戸谷武友、角田昭良

三、町職員

白川常一、山中徳一、田中実

○金木町民生委員推薦会委員

古川竹夫、吉崎正光、白川重一

西ヨーロッパ農業視察報告

(その二)

デンマークの農業

中谷肇

「畜産王国デンマーク」は昔から畜産王国ではなかった。農業の近代化の先がけをしてきたデンマークは、一五〇年前に農地改革が行なわれ、農業革命を経て、穀蔬農業から有畜農業への政策がとられ見事世界的に最高といわれる畜産王国になった国である。

EEC(ヨーロッパ経済共同体)の成立はデンマークにとって大きなマイナスになっているとの事で、農業をとりまく情勢はかなり厳しいものがあるらしい。しかし第三次農業政策という新しい時代の合理的の方策を打ちだし、過去の苦しい時代を二度も乗り越えてきたデンマークの農民は、無事打開していくことと思う。

デンマークで最初に訪問したのは国立農業試験場で、そこでは乳牛の飼料試験と畜舎の構造試験が行なわれ、特に畜舎の構造試験に力を入れていくと力説してくれた。五年計画で行なわれ、今年はまだ二年目なのでその効果は目に見えないが、来年は大よそのデータがでるとの事である。

次の訪問先は、豚千頭を飼育し、その飼料は全部自給でまかなっているという農家である。耕地面積百ヘクタール。農機具、コンバイン、乾燥機、貯蔵機、貯蔵設備はものすごいものであった。

家の周囲は見渡す限り自分の畑で、庭には芝生がしきつめられ、あき地は色とりどりの花が植えられていた。ようやく親からゆずり受けた土地の借金も少なくなつたので、自分で設計し、暇を見て増築したという家の中は大変立派なものであった。

主人は四十五才でアメリカでの実習経験を持つマイスター(農業指導者及び農業者として国から認められた経験者)である。実習生と二人で行ない、特別に忙しい時は数人雇用者を雇うとの事で、奥様は家事に専念しているようであった。

帰りの景色は、広々とした畑にぼつりぼつりと、とんがり帽子の赤い屋根が目立つ農家があり、その広さはどこまで続くのかと思ふほどである。ヨーロッパ六ヶ国ほどの国もそうだが、特にデンマークとスイスは色とりどりの花が窓にも家の囲りにもいっぱいという感じであった。

デンマークで特に感じたことは農民教育がなされているということだ。小さい時から自立心を植えつけ何事も自分の力でやるという気がまえを持っている。それから、マイスター制度は農業技術をより高度にしていると思われた。

お知らせ



電話番号が

「五ケタ」になります

金木電報電話局

金木町の電話は、おかげを持ちまして九月末現在二七二二加入になりました。そのうえ毎年多数の新しい申込みをいただいているため、機械に余裕がなくなりつつあります。これを解消するため、現在金木電報電話局では昭和五十年三月中旬を目途に機械の増設工事を実施しております。この工事が完了することにより

金木町の電話は市内局番がつくことになり、全部「五ケタ」の電話番号に変更させていただきます。例えは

- 新電話番号
- 市内局番 八(二)二〇〇〇
- (三)二二一一
- 二〇〇〇
- 二二一一
- 旧電話番号

下四ケタの旧電話番号は、できるだけ変更しないよう市内局番をつけることにしております。変更の時期や電話番号は、今のところ未定でございますが、決定次第あらためてご通知申し上げます。以上の事情をご了解のうえ何卒ご協力を下さるようお願い申し上げます。

集会、会合に

町長、担当課長が出席します

町内会や、部落集会などが開催される時は、ご要望により、町長、担当課長が出席し、ご相談に応じますから、その節は事前にご連絡ください。

保母試験が実施されます

県では昭和五十年第一回保母試験を次のように実施します。

- (試験期日) 昭和五十年一月八日から十日まで
- (試験の場所) 青森市浪打 青森明の星高等学校
- (受験申請書受付期間) 昭和四十九年十一月十八日から十二月七日まで
- (受験資格)

- 一、高等学校を卒業した者またはこれと同等以上の資格があること認められる女子
- 二、昭和五十年三月に高等学校を卒業する見込みの女子
- 三、十八歳に達した後、児童福祉施設で三年以上児童の保護に従事した女子
- 四、厚生大臣の定める基準に従い知事が適当な資格があると認められた女子

試験の方法その他詳しいことを知りたい方は、二十五円切手をはった返信用封筒を添えて、青森市長島一丁目の一青森県児童家庭課へ保母試験実施要綱を請求してください。

一家平泰



